

摂津市障害者施策に関する  
長期行動計画（第4次）  
第5期摂津市障害福祉計画  
第1期摂津市障害児福祉計画  
～ 概要版 ～

平成30（2018）年3月

摂 津 市



## 発刊にあたって

近年、我が国の障害者を取り巻く状況はめまぐるしく変化しており、障害者の権利擁護に向けた取組みが進展しております。その背景には平成26年1月に批准した国連障害者権利条約があります。改正された障害者基本法では、「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものである」という理念が含まれ、また、平成24年10月に施行された「障害者虐待防止法」では地方公共団体、障害者福祉施設従事者、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課しています。さらに平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行され、不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供が求められました。

本市では、平成18年3月に「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）」を策定し、誰もがその人らしく、安心して暮らせる自立支援と共生のまちづくりの実現を目指して取組みを進めてまいりました。

今回、新たに「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第4次）」「第5期摂津市障害福祉計画」「第1期摂津市障害児福祉計画」を策定いたしました。取組みを発展させるためには、障害及び障害のある人に関する市民の理解を促進し、あわせて、障害のある人へのあらゆる場での合理的な配慮等について、市民が気づき、行動することがさらに必要となります。共生のまちづくりの実現に向け、関係機関や関係団体等との連携を図りながら、障害者の社会参加を推進してまいりますので、市民の皆さまのご理解ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました「摂津市障害者施策推進協議会」ならびに「摂津市障害者地域自立支援協議会」の委員の皆さま、団体・市民の皆さまに心から感謝を申し上げます。

平成30年3月

摂津市長 森山 一正

# 目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格	2
3. 計画の期間	2
第2章 障害のある人の現状	3
1. 障害のある人の現状	3
第3章 障害者施策に関する長期行動計画	4
1. 基本理念	4
2. 基本目標	4
3. 重点課題	5
4. 計画の施策体系	7
第4章 第5期障害福祉計画	8
1. 障害福祉計画の基本的な方向性	8
2. 成果目標	10
3. 見込量	12
第5章 第1期障害児福祉計画	22
1. 障害児福祉計画の基本理念	22
2. 成果目標及び見込量	23
3. 療育・教育体制の充実	25
第6章 計画の進捗管理及び評価について	27
1. PDCAサイクルによる計画の進捗状況の管理及び評価	27



# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

---

本市では、「措置制度」から「支援費制度」への改革や「障害者自立支援法」の施行など障害者福祉の大きな転換期の中で、平成18年3月には「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）前期計画（平成18～23年度）」を策定し、平成24年3月には「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）後期計画（平成24～29年度）」を策定しました。

また、同年3月には平成24年度から平成26年度を計画期間とする「第3期摂津市障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の目標値と、その確保のための方策を定め、サービス基盤の整備を図ってきたところです。

さらに、平成27年度において、「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）後期計画」の中間見直し及び、「第4期摂津市障害福祉計画（平成27～29年度）」を策定し、これまでの通所施設を中心とした施設整備やサービス利用だけではなく、摂津市障害者総合支援センターの充実や訪問系サービスの利用の円滑化、就労継続支援（B型）の事業所の増加、共同生活援助（グループホーム）等の新たな開設など、地域生活を支えるサービスに広がりが出てきました。また、障害や発達に課題のある児童の支援をスムーズに行うために庁内組織を変革し、保健、福祉、教育の連携の強化にも努めてきました。

一方、国においては、障害者基本法改正に基づいて平成25年9月に障害者基本計画を策定しました。また「障害者権利条約」の批准（平成26年1月）に向けて、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」などの国内法を相次いで整備しました。また平成25年4月には「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」を施行し、障害福祉計画の根拠法であった「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」へと改正しています。

また、共生社会を目指す方向性、障害のある人の自立、発達支援を必要とする障害や発達に課題のある児童への的確な対応の観点から、福祉施設や病院から地域生活への移行、移行後の地域生活の継続の支援、就労支援などサービス提供体制の整備、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムなど障害のある人の生活を地域全体で支える体制の構築や医療的ケアが必要な児童や重症心身障害児に対する支援体制の充実が課題となっています。

そのため、長期的な障害者施策の方向性を示す「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第4次）」を策定し、施策を推進するとともに、平成32年度までのサービスの提供体制の計画的な整備や地域共生のまちづくりを進めるため、第4期摂津市障害福祉計画における取組の実績と課題及び障害のある人や支援者のニーズを踏まえ、第5期摂津市障害福祉計画及び、第1期摂津市障害児福祉計画を策定するものです。

## 2. 計画の性格

### (1) 摂津市障害者施策に関する長期行動計画（障害者施策の総合的な展開）

本計画は、今後の本市における障害者施策の基本的な方向と行動目標を示した総合的な計画です。また、この計画は市行政のみならず、関係機関、企業、民間事業者や地域社会、市民が行う障害者福祉にかかる取組の指針となるものです。

### (2) 摂津市障害福祉計画・障害児福祉計画（障害福祉サービス等の確保方策を示すもの）

障害福祉計画は、「障害者総合支援法」第88条の規定に基づき、障害福祉サービス・相談支援、地域生活支援事業の確保の方策を検討し、策定するものです。

障害児福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成28年法律第65号）に基づき策定しています。

### (3) 他の計画との整合性

本計画の事業実施に当たっては「摂津市総合計画」や「摂津市地域福祉計画」「摂津市保健福祉総合ビジョン」「せつつ高齢者ががやきプラン」「健康せつつ21」「摂津市子ども・子育て支援事業計画」などとの整合性や連携を図りつつ積極的かつ継続的に事業を展開していきます。

### (4) 計画の対象

本計画が対象とする「障害者」及び「障害のある人」とは、「障害者基本法」第2条で定められている「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」人とします。

## 3. 計画の期間

摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第4次）は平成30年度（2018年度）から平成41年度（2029年度）までの12年間を計画期間としています。

第5期摂津市障害福祉計画及び第1期摂津市障害児福祉計画は、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3年間を計画期間としています。

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
摂津市障害者施策に関する長期行動計画	第3次計画			第4次計画（前期）					
摂津市障害福祉計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
摂津市障害児福祉計画				第1期計画			第2期計画		

# 第2章 障害のある人の現状

## 1. 障害のある人の現状

### (5) 障害者手帳所持者の推移

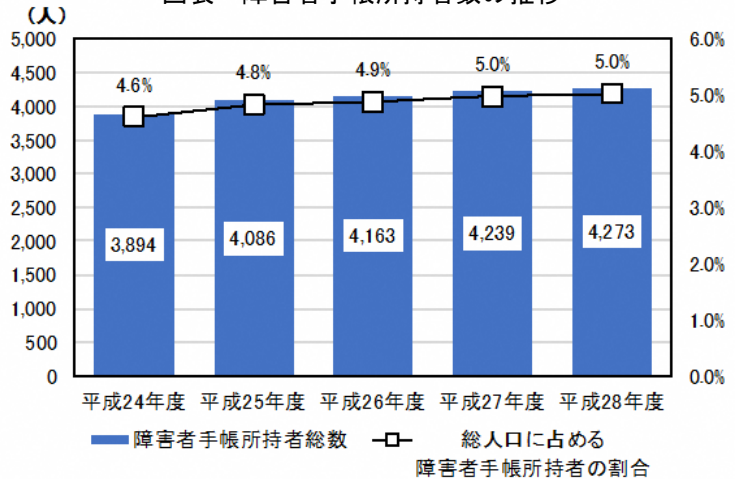
障害者手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の合計）は、平成24年度から平成28年度まで増加傾向にあり、平成28年度では4,273人となっています。

本市の人口に占める障害者手帳所持者の比率をみても平成24年度の4.6%から平成28年度には5.0%と増加傾向にあります。

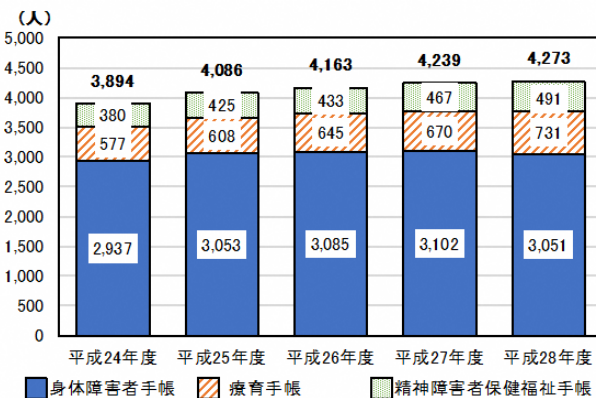
障害種類別でみると、身体障害者手帳所持者数は平成27年度まで増加傾向

にありましたが、平成28年度ではやや減少し71.4%となっています。療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数はともに年々増加傾向にあり、平成28年度では、それぞれ、17.1%、11.5%となっています。

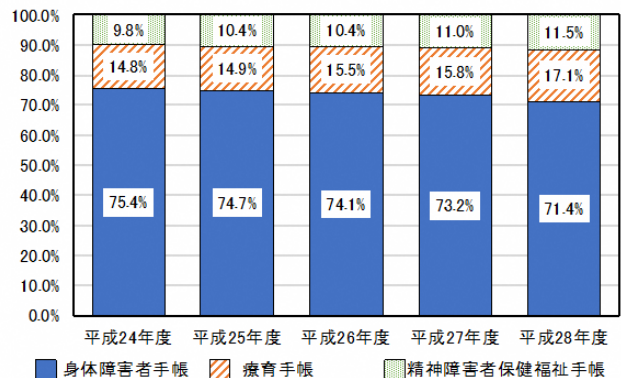
図表 障害者手帳所持者数の推移



図表 障害種類別の障害者手帳所持者数の推移



図表 障害者手帳所持者の障害種類別比率の推移



### (6) 障害児数の推移

(単位：人、%)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
障害児数	人数	232	238	235	233	256
	増減率	112.1	102.6	98.7	99.1	109.9

※：増減率は、前年度からの伸び率。各年度末現在

資料：摂津市障害福祉課

# 第3章 障害者施策に関する長期行動計画

## 1. 基本理念

『誰もがその人らしく、安心して暮らせる自立支援と共生のまちづくり』

## 2. 基本目標

- |  |
|--|
| <p>(1) <b>心豊かに共に支え合う地域福祉の確立とすべての人が尊重しあう心のバリアフリーの推進</b><br/>個性と人格を認め合うインクルーシブ社会の構築の視点や地域の中に考えを広げていく必要性、障害のある人の権利と尊厳、心のバリアフリーなどに留意します。</p>   |
| <p>(2) <b>地域において安全で安心して暮らせる生活支援と基盤の確立</b><br/>「障害者権利条約」における「地域社会で生活する平等の権利」や地域における切れ目のない支援、地域生活移行への対応等に留意します。</p>  |
| <p>(3) <b>自己実現をめざす意欲を育む社会環境及び支援体制の確立</b><br/>自立、社会参加を困難にする社会的な要因を排除する観点から、障害のある人の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて必要な支援を計画します。実態に即した支援の充実や障害のある人の楽しみ・余暇活動・居場所づくりへの配慮に重点をおきます。就労支援等に対応したシステムの構築に留意します。</p>       |
| <p>(4) <b>共に生きるまちづくりをめざすセーフティネット体制の確立</b><br/>社会資源とつながりを築くことが困難な人に対して支援のあり方を検討していきます。相談支援体制の充実に留意します。</p>  |
| <p>(5) <b>差別のない社会の実現</b><br/>障害を理由とする差別その他の権利利益の侵害が生じないように、その除去の実施について必要かつ合理的な配慮がなされることが求められています。市民全体が障害者を取りまく諸課題を共通の課題と認識し、一人ひとりがその解決に向けて主体的に行動していくことを推進します。</p>                                    |
| <p>(6) <b>多様な主体による協働の推進</b><br/>障害者への「合理的な配慮」を推進するためには、障害者の自立と社会参加という課題をより社会全体で考える必要があります。社会のあらゆる場面で障害者がいきいきと生活できるように、当事者や行政だけでなく、地域住民、関係団体、企業、サービス提供事業者、NPOなどの多様な主体の参画と協働により障害者施策を進めていくことが重要です。</p> |



### 3. 重点課題

---

- **障害のある人の権利と尊厳を保障する取組の強化、障害や障害のある人に対する理解の促進と社会全体の変革を求めています。**
  - ・ 障害のある人には障害のない人と平等に権利や機会が保障されています。
  - ・ 地域生活や社会参加に必要な配慮を行うこと、合理的配慮を欠く対応が差別にあたることなどを明らかにしながら、具体的な取組を位置づける必要があります。
  - ・ 施策の点検や計画づくりへの当事者の参画機会の充実がより一層求められています。
  - ・ 合理的な配慮を社会全体で取り組むための福祉教育、実際の行動について周知していく必要があります。
  
- **その人らしい自立した生活を選択できる質の高い支援を目指します。**
  - ・ 自立、社会参加を困難にする社会的な要因を排除する観点から、障害のある人の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて必要な質の高い支援の基盤整備を今後も目指していく必要があります。
  - ・ 障害や発達に課題のある児童に対する保健、福祉、教育などの支援の連携を強化していきます。
  - ・ 地域の中で障害のある人が当たり前にいきいきと暮らせる社会をより一層つくりだすために、地域の中で市民の合理的な配慮が求められています。
  - ・ 全国的な問題となっている、重度障害のある人や医療的ケアを必要とする人への支援、触法障害者への対応を検討する必要があります。
  
- **相談支援体制の充実、情報の入手、活用の推進に向けた支援施策の充実を検討します。**
  - ・ 施設入所者や退院可能精神障害者の地域生活への移行支援において、入所・入院中からの相談支援、地域生活への適応訓練などの充実を図り、地域での住まいや日中活動などの確保にとどまらないきめ細かな支援体制の確保が求められています。
  - ・ 本市で進めてきた地域でのセーフティネットについて今後も継続して進めていく必要があります。民生委員・児童委員や地域住民による気づき、専門機関への連絡・相談など地域福祉の視点からの取組も含めて対応していきます。
  - ・ 計画相談支援が創設され、障害福祉サービスの利用の際にはケアマネジメントの考え方がより一層取り入れられるようになります。本市では平成 22 年に「摂津市障害者総合支援センター」での相談窓口を開設するなど相談支援体制の充実に努めてきた経緯を生かしながら、市役所の障害福祉課や相談支援事業者の連携によってさらなる相談支援体制の充実を目指していきます。
  
- **バリアフリー化の推進と防災・災害時支援を検討します。**
  - ・ 阪急摂津市駅の新設や周辺道路状況の変化にともないバリアフリー化を推進します。
  - ・ 防災・災害時に対する市民意識の高まりを受けて防災・災害時支援の検討を行います。

- **障害のある人の楽しみという視点から多様な社会参加の場の創造や開かれた居場所づくり、余暇活動の充実を検討します。**
  - ・与えられる居場所、与えられた活動ではなく、障害のある人自身が自分の楽しみや生きがいを地域の中で見つけられるような社会を目指します。
  - ・市民の日常生活の中に障害のある人が楽しめるような機会、場所、仕組みの充実を目指していく必要があります。
  - ・障害や発達に課題のある児童の放課後・長期休暇時の対策の充実を引き続き図る必要があります。
  
- **労働と福祉施策の一体化による就労支援の充実に努めます。**
  - ・就職に向けた訓練、就職の開拓・マッチング、就職当初のフォロー、就職後の生活面・就労面のサポート、離職時の再チャレンジまで切れ目のない支援と連携することで希望者が円滑に福祉施設から一般就労へと移行できるように支援します。
  - ・市役所での雇用創出や職場での配慮を促す啓発活動などを展開する必要があります。
  
- **障害者の高齢化・重度化や親亡き後の対応について検討します。**
  - ・ショートステイを整備することで利便性や対応力向上を図り、緊急時の受入れ態勢の強化に努めます。
  - ・グループホームを整備し、障害者の地域移行等における自立に向けた体験の場や機会を提供します。
  - ・これらを総合的・包括的に行う地域生活支援拠点整備を進めます。

## 4. 計画の施策体系

### 施 策 体 系

#### 1. 生活環境の整備改善

- (1) 移動と施設利用の利便性の向上のために
- (2) 情報アクセスの整備とコミュニケーション支援の充実のために
- (3) より安全な生活を送るための防犯・防災体制の整備のために

#### 2. 雇用・就労の充実

- (1) 障害のある人の雇用の拡大のために
- (2) 雇用・就労に向けた相談・支援の拡充のために
- (3) 職場における定着支援のために
- (4) 日中活動の場の充実のために

#### 3. 保健・医療の充実

- (1) 保健サービスの充実のために
- (2) 医療サービスの充実のために
- (3) 地域リハビリテーションの充実のために

#### 4. 療育・教育の充実

- (1) 療育・幼児教育の充実のために
- (2) 学校教育の充実のために
- (3) 生涯学習教育の充実のために
- (4) スポーツ・文化活動、余暇活動の充実のために

#### 5. 生活支援の充実

- (1) 相談支援機能の充実のために
- (2) 地域生活の支援策の充実のために
- (3) 児童の地域生活の支援のために
- (4) 地域生活への移行のために
- (5) サービス提供体制の充実のために

#### 6. 障害のある人の尊厳を保持する地域づくりの促進

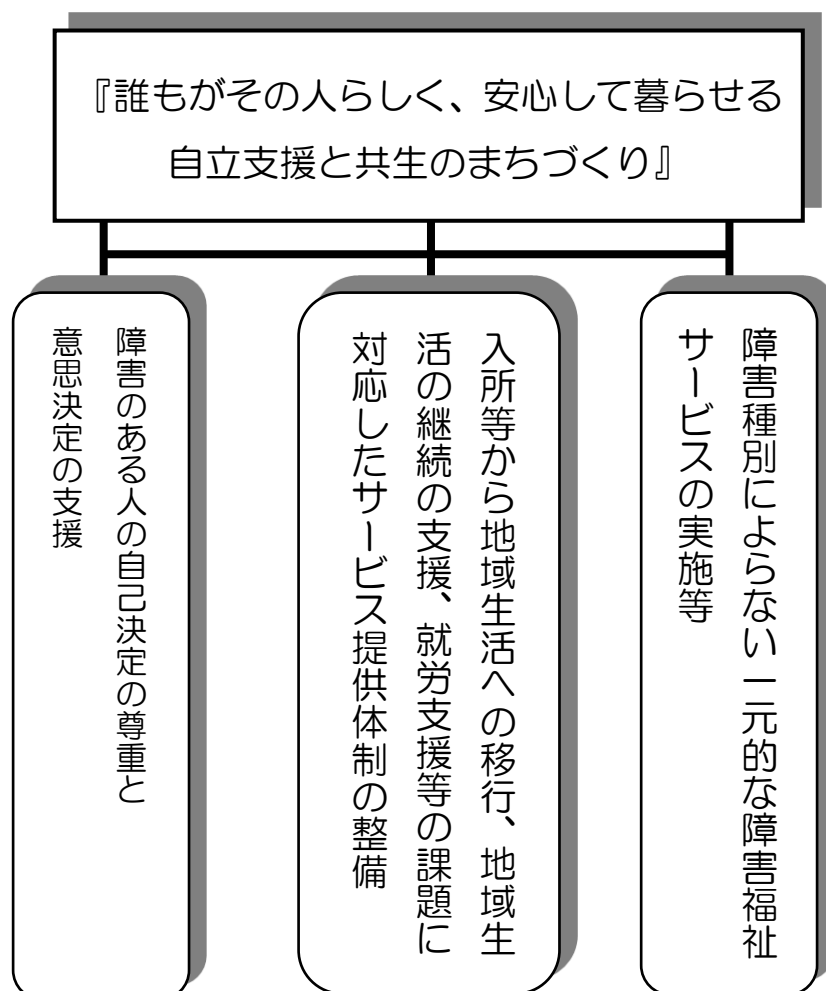
- (1) 障害や障害のある人についての啓発活動の推進のために
- (2) 交流の促進のために
- (3) 地域福祉活動の推進のために
- (4) 障害者虐待の防止のために
- (5) 権利擁護施策の推進のために
- (6) 障害のある人の参画による施策の推進体制の整備のために

## 第4章 第5期障害福祉計画

### 1. 障害福祉計画の基本的な方向性

本市では、本計画の上位計画である「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第4次）」の中で「誰もがその人らしく、安心して暮らせる自立支援と共生のまちづくり」を基本理念として掲げ、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし、自己決定の尊重の下に、自立と社会への参加・参画を実現し、その人らしい生活を送れるように支援する共生のまちづくりを目指しています。

本計画では、基本理念を定めるに当たり、「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第4次）」の実施計画として理念を引き継ぐべきものと考えています。加えて、本計画は、「障害者総合支援法」の施行による制度改正と本市の障害福祉サービス等の課題に対応すべきものであり、これまでの摂津市障害福祉計画で定めてきた次のような理念を発展的に引き継ぐものとします。



● **障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援**

障害の程度や支援の必要性の有無にかかわらず、また、どのような暮らしの場にあっても、生きがいと誇りを持って、自らの意思と責任で自分らしい生き方を追求し、自己実現を図ることが最大限尊重されるべきです。

共生社会を実現するために、障害者が自らその居住する場所やサービス等を選択する自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくために、第5期障害福祉計画である本計画でも障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業等の提供基盤の整備を推進します。

● **入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備**

本市では従来からの通所施設によるサービス提供に加えて、訪問系サービスや共同生活援助（グループホーム）のサービス提供量が増加するなど、地域生活の支援には提供基盤の広がりが見られるようになりました。その一方で、障害者の高齢化・重度化や親亡き後の課題、また学校卒業後や親元からの自立など、それぞれの節目の課題なども踏まえると、相談支援やサービスとのつなぎ、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等に関してサービス提供体制を整え、また地域生活支援の基盤となる機能を充実し、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現することがより一層重要となっています。

● **障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等**

かつての障害福祉の制度は障害の種別や年齢により複雑に組み合わさり、精神障害者のサービスは障害福祉の分野にすら含まれずに、補助額やサービスの内容に障害別の格差が生まれていました。しかしながら、近年の法制度改正により制度の一元化が図られ、市町村が実施主体の基本となったことで、障害の種別を超えた総合的な支援が可能となりました。

第5期の障害福祉計画である本計画では、必要なサービスを受けられるように、障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等並びに障害児とし、サービスの充実を図ります。なお、発達障害者及び高次脳機能障害者については従来から精神障害者に含まれているものとして法に基づく給付の対象として対応します。

## 2. 成果目標

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

#### ① 施設入所者の地域生活への移行

##### ■施設入所者数の地域移行者数に関する目標値

平成 28 年度(2016 年度)末の 施設入所者数	第 5 期計画(平成 32 年度末) 地域移行者数目標値	
70 人	6 人	移行率 9%以上

\*移行率：平成 32 年度(2020 年度)末の国・大阪府の目標 平成 28 年度(2016 年度)末施設入所者数の 9%以上

##### ■施設入所者数の削減に関する目標値

平成 28 年度(2016 年度)末の 施設入所者数	第 5 期計画(平成 32 年度末)の 施設入所者数の削減数目標値	
70 人	削減数 1 人削減率 2%以上	施設入所者数 69 人

\*削減率：平成 32 年度(2020 年度)末の国・大阪府の目標 平成 28 年度(2016 年度)末施設入所者数の 2%以上

#### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

##### ■保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

第 5 期計画(平成 32 年度末)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築目標値
平成 32 年度(2020 年度)末までに、市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

\*平成 32 年度(2020 年度)末の国・大阪府の目標 平成 32 年度(2020 年度)末までに協議の場を設置

### (2) 障害者の地域生活の支援

障害者の高齢化・重度化や親亡き後の対応、地域生活の継続などを見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、入所施設等を含めて、社会資源を活用した地域生活支援の拠点づくりを推進します。本市における地域生活支援拠点等では、基幹相談支援センターである総合相談支援センターや、居住支援機能のある「市立みきの路」が同一法人であることから、これらの機能を有する社会福祉法人摂津宥和会が中心となり、児童から成人まで切れ目のない福祉サービスを全市的に面として整備することとします。

##### ■地域生活支援拠点等の整備目標値

第 5 期計画(平成 32 年度(2020 年度)末) 地域生活支援拠点の整備目標値
1 ヶ所

\*平成 32 年度(2020 年度)末の国・大阪府の目標 平成 32 年度(2020 年度)末までに少なくとも 1 つ整備

### (3) 福祉施設から一般就労への移行

#### ① 福祉施設から一般就労への移行

##### ■福祉施設から一般就労への移行実績と目標値

平成 28 年度 (2016 年度) 末の 一般就労への移行者数	第 5 期計画 (平成 32 年度 (2020 年度) 末) 一般就労への移行者数目標値	
14 人	20 人	平成 28 年度対比 1.3 倍以上

\*平成 32 年度 (2020 年度) 末の国目標 平成 28 年度 (2016 年度) の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上  
 平成 32 年度 (2020 年度) 末の府目標 平成 32 年度 (2020 年度) における一般就労への移行実績 1,700 人以上  
 (平成 28 年度 (2016 年度) の 1.3 倍以上)

#### ② 就労移行支援事業の利用者

##### ■就労移行支援事業の利用者目標値

平成 28 年度 (2016 年度) 末就 労移行支援事業利用者数	第 5 期計画 (平成 32 年度 (2020 年度) 末) 就労移行支援事業利用者数目標値	
49 人	61 人	平成 28 年度対比 2 割以上

\*平成 32 年度 (2020 年度) 末の国・大阪府の目標 平成 28 年度 (2016 年度) 末の利用者数の 2 割以上

#### ③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

##### ■就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加目標値

第 5 期計画 (平成 32 年度 (2020 年度) 末) 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加目標値
平成 32 年度 (2020 年度) 末において、就労移行支援事業所 のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上

\*平成 32 年度 (2020 年度) 末の国・大阪府の目標 平成 32 年度 (2020 年度) 末において、就労移行支援事業所のうち  
 就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上

#### ④ 就労定着支援による職場定着率

##### ■就労定着支援による職場定着率に関する目標値

第 5 期計画 (平成 32 年度 (2020 年度) 末) 就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率目標値
1 年後の職場定着率 80% 以上

\*平成 32 年度 (2020 年度) 末の府の目標値 平成 32 年度 (2020 年度) 末において 1 年後の職場定着率が 80% 以上

### (4) 就労継続支援 (B 型) 事業所における平均月額工賃

##### ■就労継続支援 (B 型) 事業所における平均月額工賃の目標値

平成 28 年度 (2016 年度) 平均月額工賃の実績値	第 5 期計画 (平成 32 年度 (2020 年度) 末) 平均月額工賃の目標値
14,536 円	18,000 円

\*平成 32 年度 (2020 年度) 末の府の目標値 市内の就労継続支援 B 型事業所において設定した目標工賃を踏まえた額

### 3. 見込量

#### (1) 障害福祉サービスの事業内容

事業名	事業内容
重度訪問介護	<p>重度の肢体不自由者または、重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害がある人で、常時介護を必要とする人に、居宅での入浴、排せつまたは食事の介護、その他の厚生労働省令で定めるサービス及び外出時における移動中の介護を総合的に行います。市内にサービス提供事業所があり、三島障害保健福祉圏域での対応を継続します。</p>
同行援護	<p>重度視覚障害者（児）の移動支援として、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行うものです。</p>
行動援護	<p>自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。市内にサービス提供事業所があります。</p>
重度障害者等包括支援	<p>常に介護を必要とする障害のある人等で、その介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護、その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービスを包括的に行います。一定の要件を満たす者が自立支援計画に基づき、複数のサービスを適切に確保する仕組みを構築し、緊急のニーズに際して、その都度、支給決定を経ることなく臨機応変に対応できるようにします。平成 29 年 11 月現在で指定を受けているサービス提供事業所がなく、単独で事業を実施できるサービス提供事業所が市内にないことから関係機関やサービス提供事業所と協議を進めます。</p>
短期入所 (ショートステイ)	<p>介護給付として、自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</p>
生活介護	<p>「市立みきの路」「市立ひびきはばたき園」などでは常に介護を必要とする人に対して、昼間に、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する生活介護を実施しています。「とりかい白鷺園」「いやし園」においても、基準該当生活介護を実施しています。</p> <p>生活介護を利用しながら居宅で暮らす人が増えています。サービスには送迎への対応や入浴施設の確保等も含むことから新規の施設整備に向けて、事業者の施設の動向を把握しつつ、利用者ニーズに対応できる施設の確保を促進します。</p>
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	<p>自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うもので、平成 29 年度から新たに「市立ひびきはばたき園」において実施しています。三島障害保健福祉圏域において、サービス提供事業所の確保に努めます。</p>



事業名	事業内容
就労移行支援	<p>一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもので、「市立ひびきはばたき園」で実施しています。三島障害保健福祉圏域において、サービス提供事業所の確保に努めます。</p> <p>就労移行支援では国の方針に基づいて利用者の一般就労への移行を促進します。</p>
就労継続支援 (A型・B型)	<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>相談支援事業所や障害者就業・生活支援センター、支援学校との協働により、A型事業所に対応します。</p> <p>就労継続支援の事業所数が増加傾向にあり、新規及び既存の事業所の質の確保に努めます。</p>
就労定着支援	<p>一般就労した人のうち、就労にとまなう環境の変化により生活面で課題が生じている人に対して、勤怠が安定しなかったり服薬の調整がうまくいかず業務にうまく集中できなかったりする人がいた場合、就労定着支援事業所につないで生活面の支援を引き継いでいく事業です。支援の内容としては、①本人との面談で生活面での課題を把握、②就業先の企業担当者や医療機関などと連携、③生活リズムや服薬管理など、を行います。</p>
療養介護	<p>医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。今後、大阪府に対して医療的ケアを可能とする通所施設及び療養介護の実施を求めるものとします。大阪府内における事業所の新設について、情報を早期に把握し、個別のニーズにすぐに対応できる状況を維持していきます。</p>
自立生活援助	<p>障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する方等に対し、定期的な巡回訪問や随時対応により、地域生活を支援するために障害者の理解力や生活力等を補う観点から適切な支援を行うサービスです。</p>
共同生活援助 (グループホーム)	<p>市内事業者によるグループホームの整備が引き続き検討されています。夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。</p>
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	<p>指定一般相談支援事業者が障害のある人や家主などの相談に応じながら、不動産業者に対して物件のあっせん依頼、家主等との入居契約の手続き支援などを行います。</p>
障害者支援施設での夜間 ケア等(施設入所支援)	<p>施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。「市立みきの路」については、居住支援として障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)に取り組みます。</p>
地域活動支援センター I型	<p>退院後間もない精神障害のある人等が、気軽に利用できる「場」です。ミーティングや様々なプログラムによる集団活動を行い、仲間やスタッフと交流しながら、社会体験を増やすことによって、積極的に生きていく力を高めます。社会復帰や社会参加を進めるための支援を行います。</p>

事業名	事業内容
地域移行支援の個別給付化	<p>入所・入院等をしている障害のある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行う支援が制度上、個別給付化されています。指定一般相談支援事業者等との連携を密にして地域移行を促進します。</p>
障害者相談支援事業 (障害者地域自立支援協議会の運営等)	<p>障害のある人等からの相談に応じ、障害のある人等の福祉に関する様々な問題に必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整や障害のある人等の権利擁護のために必要な援助(相談支援事業)を行います。相談支援事業を実施するに当たっては、障害者地域自立支援協議会での、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。</p>
基幹相談支援センターの設置	<p>基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害のある人、知的障害のある人及び精神障害のある人の相談支援に関する業務を総合的にを行うことを目的とする施設であり、市から実施の委託を受けた者が設置できるとされています。</p> <p>本市でも総合相談支援センターに委託し、障害のある人の総合的な相談のほか、地域の相談支援事業者間の調整や支援といった役割を担っています。</p>
発達障害児(者)や高次脳機能障害者、ひきこもりの人に対する相談支援の検討	<p>医療との関わりが深い相談が想定されることから、病院との連携強化に努めます。</p> <p>民間の法人による相談支援と市の相談支援との連携強化に努めます。</p>
計画相談支援	<p>支給決定プロセスについて、介護給付費等の支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするようになり、これまで重度障害のある人等に限定されていたサービス等利用計画作成の対象者が大幅に拡大され、すべての介護給付を利用する方にサービス等利用計画が必要となりました。また、サービス等利用計画の作成を担う「指定特定相談支援事業者」は市町村が指定することになっています。</p> <p>市としては、指定特定相談支援事業者の適切な指定の実施及び事業者との連携の強化に努めます。</p>
地域移行・地域定着支援	<p>地域移行支援は、障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害のある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行うものです。また、地域定着支援は、居宅で一人暮らししている障害のある人等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談などの支援を行うものです。</p> <p>基幹相談支援センターを中心に個別給付化された地域移行、地域定着支援を適切に実施するように努めます。</p>

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業	障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深める研修・啓発事業として障害者週間に街頭啓発等を実施します。また障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を障害者団体での交流によって支援します。
成年後見制度（成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業）	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが必要であると認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用に際して費用の補助を実施しています。後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保や、法人後見の活動を支援するために、成年後見制度法人後見支援事業の実施を検討します。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害等のある人に手話奉仕員の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。市役所福祉事務所に手話通訳者を配置しています。
手話奉仕員養成研修事業	手話講習会入門コース、基礎会話コースをそれぞれ昼夜開講します。
日常生活用具給付等事業	重度の身体障害や知的障害のある人が自力で日常生活を営むための用具についてニーズに応じて適切な給付等に努めます。補装具や日常生活用具をはじめ、介護者の負担の軽減にも資する福祉用具について、品目を追加し制度の充実に努めます。
移動支援事業	外出及び社会参加が困難な障害のある人に対し、ガイドヘルパーを派遣します。 サービス提供事業者の確保並びに質の向上に取り組みます。
訪問入浴サービス事業	重度の身体障害のある人の生活を支援するため、訪問により居宅において、入浴サービスを提供します。（週2回）
日中一時支援事業	「市立みきの路」と「市立児童発達支援センター」において、知的障害のある人と障害のある児童（「市立みきの路」は中学生以上）を対象に日中一時支援を実施しています。 放課後等デイサービスの基盤が確保されており、今後は既存の事業所の質の確保に努めます。
声の広報等発行事業	市が発行する広報等の内容をカセットテープに吹き込んだ上で視覚障害のある人に送付し、地域生活において必要な情報を定期的に提供します。また、今後はデイジー（デジタル音声情報システム）録音機器による録音を進めていきます。
自動車運転免許取得費助成事業	身体障害のある人に対し、運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	身体障害のある人が自ら所有し運転する自動車を改造する場合に、改造に要する費用の一部を助成します。

(2) 訪問系サービス・短期入所（ショートステイ）

（単位：上段・人、下段・時間）

障害種別／サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
身体障害者	居宅介護	53 1,092	55 1,179	57 1,273
	重度訪問介護	6 1,636	6 1,636	6 1,636
	同行援護	25 230	26 235	27 240
	重度障害者等包括支援	0 0	0 0	0 0
	知的障害者	39 284	40 293	41 302
知的障害者	居宅介護	0 0	0 0	0 0
	重度訪問介護	0 0	0 0	0 0
	行動援護	0 0	0 0	0 0
	重度障害者等包括支援	0 0	0 0	0 0
精神障害者	居宅介護	47 338	48 348	49 358
	重度訪問介護	0 0	0 0	0 0
	行動援護	0 0	0 0	0 0
	重度障害者等包括支援	0 0	0 0	0 0
	障害児	居宅介護	17 478	18 488
同行援護		0 0	0 0	0 0
行動援護		0 0	0 0	0 0
重度障害者等包括支援		0 0	0 0	0 0

※数値、上段は1か月当たりの利用人員、下段は「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用時間」

短期入所（ショートステイ）の見込量

（単位：上段・人、下段・人日）

障害種別	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
身体障害者	12	13	14
	46	51	56
知的障害者	42	44	46
	240	260	280
精神障害者	1	1	1
	5	5	5
障害児	13	14	15
	31	33	35

※数値、上段は1か月当たりの利用人員、下段は「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用日数」

## (3) 日中活動系サービス

(単位：上段・人、下段・人日)

障害種別／サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
身体障害者	生活介護	55	57	59
		660	680	700
	自立訓練	4	4	4
		32	32	32
	就労移行支援	3	3	3
		15	15	15
	就労継続支援 (A型)	4	5	6
45		50	55	
就労継続支援 (B型)	14	16	18	
	160	180	200	
就労定着支援	2	3	4	
	20	30	40	
知的障害者	生活介護	165	170	175
		3,000	3,060	3,121
	自立訓練	15	15	15
		230	230	230
	就労移行支援	20	22	24
		190	200	210
	就労継続支援 (A型)	4	5	6
50		55	60	
就労継続支援 (B型)	75	80	85	
	1,200	1,250	1,300	
就労定着支援	9	10	12	
	90	100	120	
精神障害者	生活介護	40	41	42
		423	431	440
	自立訓練	3	3	3
		40	40	40
	就労移行支援	30	32	34
		180	190	200
	就労継続支援 (A型)	12	14	16
120		140	160	
就労継続支援 (B型)	15	17	19	
	130	140	150	
就労定着支援	3	4	4	
	30	40	40	
療養介護		12	13	13

※数値、上段は1か月当たりの利用人員、下段は「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用日数」

#### (4) 居住系サービス

(単位：人)

障害種別／サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
身体障害者	自立生活援助	0	0	0
	共同生活援助(グループホーム)	3	3	4
	施設入所支援	10	10	9
知的障害者	自立生活援助	1	1	1
	共同生活援助(グループホーム)	65	70	75
	施設入所支援	62	61	60
精神障害者	自立生活援助	1	1	1
	共同生活援助(グループホーム)	17	18	19
	施設入所支援	0	0	0

※数値は1か月当たりの利用人員

サービス種別	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
手話奉仕員養成研修事業	登録者数 (人分)	1	1	1

#### (5) 利用者本位の相談・サービス提供体制

(単位：人)

障害種別／サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
身体障害者	計画相談支援	30	31	32
	地域移行支援	0	0	0
	地域定着支援	0	0	0
知的障害者	計画相談支援	65	67	69
	地域移行支援	1	1	1
	地域定着支援	1	1	1
精神障害者	計画相談支援	45	46	47
	地域移行支援	1	1	1
	地域定着支援	1	1	1
障害児	計画相談支援	5	5	5

※計画相談支援は1か月当たりの利用人員（モニタリング含む）

※地域移行支援、地域定着支援は1年間の利用人員

サービス種別	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
障害者相談支援事業	実施箇所数	3	3	3
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施の有無	無	無	無

(6) 地域生活支援事業

サービス種別	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
成年後見制度利用 支援事業	年間実利用者数 (人分)	1	1	1
成年後見制度法人 後見支援事業	実施の有無	無	無	無
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業		有	有	有
手話通訳者派遣事業	年間実利用件数 (人分) *	10	10	10
要約筆記者派遣事業		0	0	0
手話通訳者設置事業	年間実設置者数 (人分)	1	1	1

\* 派遣事業利用者数 (団体派遣は対象外)

サービスの内容等	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
介護・訓練支援用具	(年間給付等件 数：件)	4	5	6
自立生活支援用具		20	21	22
在宅療養等支援用具		20	21	22
情報・意思疎通支援用具		17	18	19
排泄管理支援用具		2,000	2,050	2,100
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		4	5	6

(単位：年間実養成講習修了者数)

サービス種別	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
手話奉仕員養成研修事業	登録者数 (人分)	1	1	1



(単位：上段・年間延べ利用時間総数、下段・年間実利用者数)

障害種別	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
身体障害者	(時間分)	8,200	8,300	8,400
	(人分)	55	57	60
知的障害者	(時間分)	11,500	12,000	12,500
	(人分)	100	105	110
精神障害者	(時間分)	200	220	240
	(人分)	8	9	10
障害児	(時間分)	4,500	4,500	4,500
	(人分)	40	40	40

(単位：上段・実施箇所数、下段・年間実利用者数)

サービス種別	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
地域活動支援センター 事業 I 型	(箇所)	1	1	1
	(人分)	150	150	150

(単位：上段・年間延べ利用者数、下段・年間利用日数)

サービスの内容等	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
日中一時支援事業	(人分)	300	310	320
	(日数)	1,500	1,550	1,600

(単位：上段・年間実利用者数、下段・年間利用回数)

サービスの内容等	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
訪問入浴サービス事業	(人分)	4	4	4
	(回)	240	240	240

# 第5章 第1期障害児福祉計画

## 1. 障害児福祉計画の基本理念

---

障害児福祉計画は、児童本人の最善の利益を考慮しながら児童の健やかな育成を実現し、また、児童のすべてのライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、障害や発達に課題のある児童が地域の保育、教育等の支援を利用し、障害の有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、障害児支援を通じて、地域社会への参加や包容（インクルージョン<sup>①</sup>）を推進することが求められます。

また、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援、障害児相談支援の充実を図るとともに、適切な支援等を通じて障害児支援の地域格差をなくすよう地域支援体制の構築が求められます。

基本理念：児童の健やかな育成のための発達支援

### ○障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

上記の基本理念に基づき、障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方として、次の4つを重点項目として設定し、児童の「療育・教育体制の充実」に向けた取組を展開していきます。詳細については、第3章の「療育・教育体制の充実」に掲載しています。

- (1) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）及び地域支援体制の構築
- (2) 保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援体制の充実
- (3) 特別な支援が必要な児童に対する支援体制の整備
- (4) 発達障害児とその家族に対する支援体制の充実

また、障害児福祉計画の策定に当たっては、障害児支援の提供体制に係る保健・医療・障害福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関との連携や計画の整合性を保ちながら作成します。

あわせて、障害福祉計画と同様に、「成果目標」を設定し、この目標達成に向けた「活動指標」の設定とPDCAサイクルに基づく年度ごとの評価や計画の見直しを行っていきます。

---

<sup>①</sup> インクルージョン：障害児という枠組みではなく、すべての子どもたちのニーズを包括すること。

## 2. 成果目標及び見込量

### (1) 成果目標

#### ① 障害や発達に課題のある児童に対する重層的な地域支援体制の構築

##### ○児童発達支援センターの充実（設置）

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも 1 ヶ所以上設置することを基本とします。

摂津市ではすでに児童発達支援センターが 1 ヶ所設置されていますが、地域支援の中核的な役割を担い続けるため、相談支援専門員や有資格者の質の向上を図ります。

サービス事業所	平成 32 年度（2020 年度）末の数値
児童発達支援センター	1 ヶ所

##### ○保育所等訪問支援の充実

現在摂津市では保育所等訪問支援を 2 ヶ所で実施していますが、児童発達支援センターだけでなく民間事業所においても実施できるように、ノウハウの共有、指導を行い、サービスの確保を図ります。

サービス種別	平成 32 年度（2020 年度）末の数値
保育所等訪問支援	3 ヶ所

#### ② 主に重症心身障害児を支援する事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援が受けられるように、平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所をそれぞれ 1 ヶ所以上確保することを目標とします。現在摂津市には、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所はありません。

サービス種別	平成 32 年度（2020 年度）末の数値
児童発達支援	1 ヶ所
放課後等デイサービス	1 ヶ所

#### ③ 医療的ケア児支援のための協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成 30 年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることとします。

## (2) 見込量

### 障害児福祉サービスの事業内容

事業名	事業内容
児童発達支援	就学前の児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童について、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の児童に、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う児童に、その施設等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
障害児相談支援	児童が障害児通所支援を利用する際に、障害児支援利用計画を作成し、通所開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に対して、居宅を訪問し、児童発達支援を行います。
医療的ケア児等 コーディネーター	医療的ケア児に対する総合的な支援体制を構築するため、関連分野の支援を調整するためのコーディネーターを配置します。

### 障害児支援サービスの見込量

サービス種別等	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
児童発達支援	月平均利用者日数総数 (人日分)	500	500	500
	実利用者数 (人分)	120	120	120
医療型 児童発達支援	月平均利用者日数総数 (人日分)	60	60	60
	実利用者数 (人分)	7	7	7
放課後等 デイサービス	月平均利用者日数総数 (人日分)	2,000	2,100	2,200
	実利用者数 (人分)	200	210	220
保育所等訪問支援	月平均訪問回数 (回)	28	30	32
障害児相談支援	月平均利用人数 (人分)	50	55	60
居宅訪問型 児童発達支援	月平均訪問回数 (回)	10	10	10
医療的ケア児等 コーディネーター	配置人数 (人)	1	1	1

### 3. 療育・教育体制の充実

---

#### (1) 障害児支援の提供体制充実のための重点項目

##### ① 地域社会への参加・包容（インクルージョン）及び地域支援体制の構築

- 児童発達支援センターの専門的機能の強化、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援事業所等との緊密な連携による重層的な障害児支援の体制整備
- 保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が育ちの場での支援に協力できるような体制の構築による地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- 児童本人や家族に対する継続的な相談支援の充実

##### ② 保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

- 発達に課題のある児童の早期の発見及び支援を進めるため、母子保健施策との緊密な連携
- 市庁内の障害児支援担当部局と子育て支援関係部局との連携体制の確保
- 就学時及び卒業時における学校、障害福祉サービス提供事業所等との緊密な連携

##### ③ 特別な支援が必要な児童に対する支援体制の整備

- 重症心身障害児を含む医療的ケア児が身近な地域で障害児通所支援を受けられるよう地域での支援体制の充実
- 虐待や不登校など、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関との連携
- 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、医療的ケア児を支援するための協議の場の設置と、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置の促進

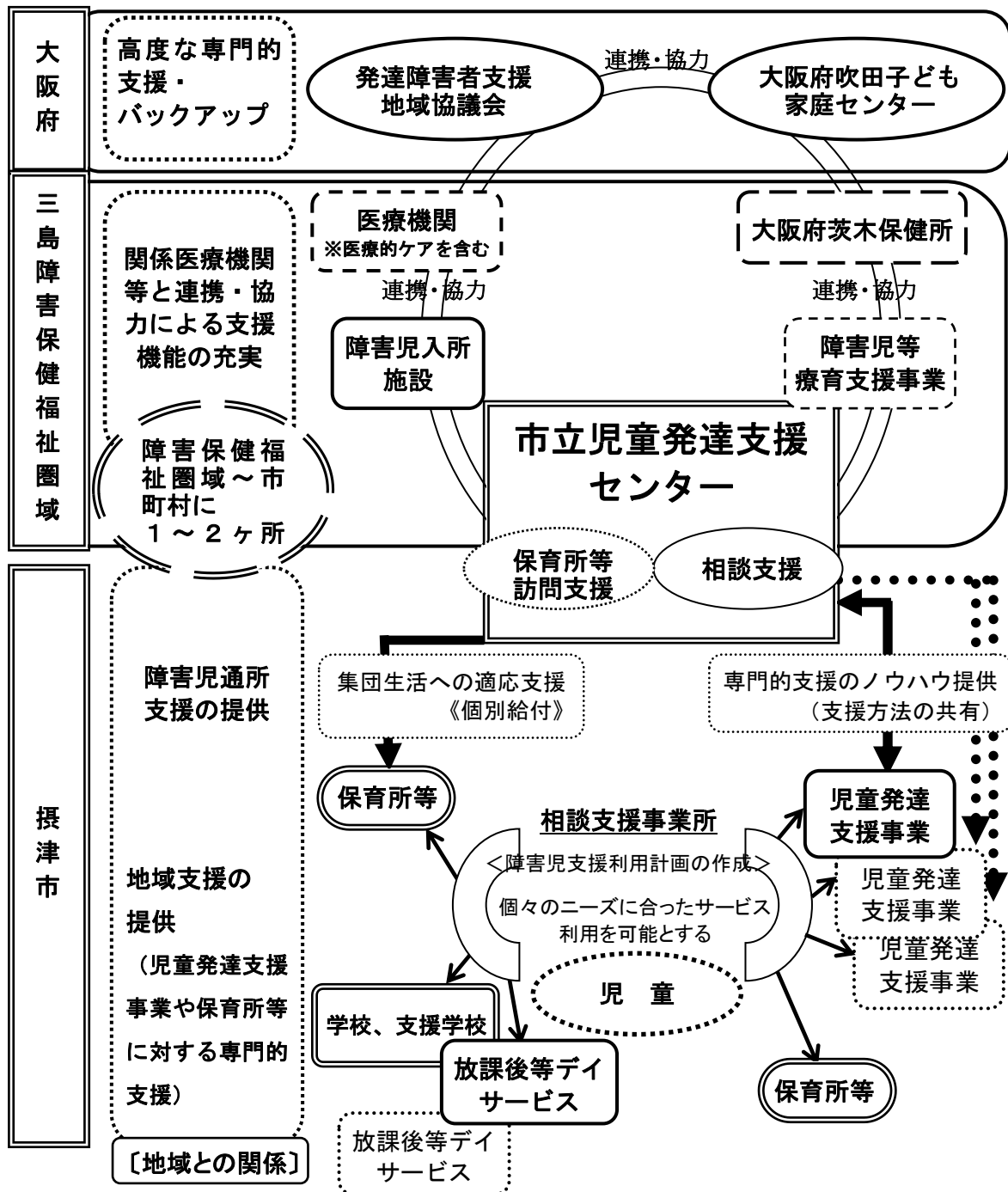
##### ④ 発達障害児とその家族に対する支援体制の充実

- 発達障害の早期発見に向けた取組を推進するため、障害児支援担当部局と母子保健担当部局が連携し、質の高い療育支援体制の構築
- 発達障害者支援地域協議会（大阪府）と積極的に連携し、障害児通所支援事業所の質の向上、発達障害児とその家族に対する支援の推進

(2) 本市を取り巻く障害児支援体制

市立児童発達支援センターが専門的支援のノウハウを広く提供することにより、身近な地域で支援の必要な児童を預かる施設の質の担保と量的な拡大に繋がることが期待されています。

図 本市を取り巻く障害児支援体制（今後のイメージ）

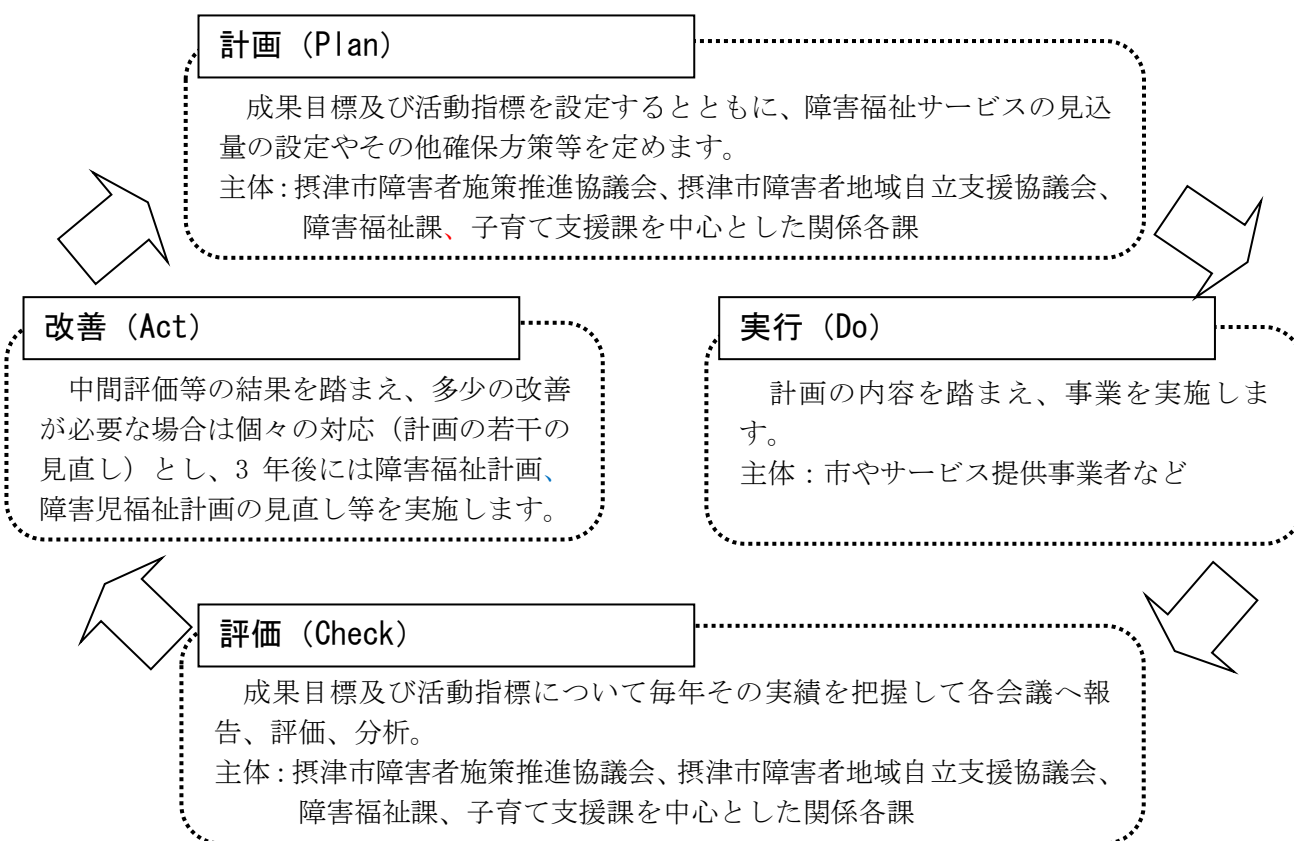


# 第6章 計画の進捗管理及び評価について

## 1. PDCAサイクルによる計画の進捗状況の管理及び評価

本市ではすでに毎年の進捗点検と3年に一度の計画策定を実施してきました。第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画ではこれまでの作業を生かしながら、より一層実行しやすくする方策を検討します。

図 摂津市障害福祉計画・障害児福祉計画におけるPDCAサイクルのイメージ





摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第4次）

第5期摂津市障害福祉計画

第1期摂津市障害児福祉計画  
（概要版）

平成30（2018）年3月

発行 摂津市保健福祉部障害福祉課  
摂津市教育総務部子育て支援課  
大阪府摂津市三島一丁目1番1号  
TEL 06-6383-1111（大代表）  
072-638-0007（代表）  
FAX 06-6383-9031